

# 雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 総合的な雇用対策について

(1) 持続可能で自立したまちづくりをしていくため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。

特に、就職困難者の雇用や新規雇用の創出に取り組む企業や労働者の失業予防・雇用安定を図る企業に対する支援制度を拡充すること。

(2) 地方の中小企業の働き方改革について、周知・広報・相談対応を強化するとともに、長時間労働やハラスメント、通常の労働者と派遣労働者との不合理な待遇差等の法令違反等が疑われる企業に対して適切な措置を講じること。

また、賃金・待遇改善策に対する支援措置の拡充を図ること。

さらに、テレワークや時差出勤、ワーケーション等の柔軟な働き方を一層推進するとともに、従業員が休暇を取得しやすくなる環境整備に取り組む企業に対する支援措置を拡充すること。

## 2. 高齢者の雇用対策を充実すること。

また、シルバー人材センター事業について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、所要の措置を講じること。

なお、令和5年10月の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入に当たっては、同事業の安定的な運営が可能となるよう適切な措置を講じること。

## 3. 女性の雇用対策を充実すること。

特に、若年妊産婦が社会的自立を果たすため、就労支援等の必要な支援策を講じること。

4. 育児・介護・病気治療休業や不妊治療のための休暇等を取得しやすい環境を整備するとともに、取得により経済的不利益が生じることなく、キャリアを維持できるよう、労働政策の抜本的な改革を進めること。

5. 外国人労働者が賃金の高い都市部に集中することがないように必要な措置を講じること。

また、外国人材の就労環境について、国において適正な体制整備を図るとともに、中小企業等及び都市自治体が行う外国人材の受入れ体制整備等に対する財政措置や総合的な支援策を講じること。

6. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を撤廃し、設置の継続を可能にすること。

7. 地域若者サポートステーション事業について、委託期間を少なくとも3年とすること。また、都市自治体が民間団体と連携して実施する支援事業について、十分な財政措置を講じること。

8. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を一層強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。

9. 新型コロナウイルス感染症関係

(1) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金については、都市自治体等の意見を踏まえ、手続きの簡素化及び速やかな支給を図ること。

また、緊急対応期間を延長するとともに、支給上限額及び助成率を更に引き上げること。

(2) 雇用を維持するため、新卒者の内定取消しや非正規労働者等の雇止めを行わないこと及び新型コロナウイルス感染症対策に配慮した企業説明会等の柔軟な採用活動を行うことについて、企業に対して引き続き協力を要請すること。

また、国による相談支援体制を強化し、雇用を維持すること。

なお、全国的な雇用情勢の更なる悪化にも対応できるよう、失業者の再就職及び雇用創出等に関する取組について、具体的かつ実効的な制度設計

を行うこと。

- (3) 在宅勤務をはじめ、テレワークやサテライトオフィス等多様な労働環境の整備について、財政支援の充実を図ること。
- (4) 企業の経済活動縮小等により解雇や雇止めをされた者等を積極的に雇用した企業に対して助成金を支給するなど、雇用創出のための支援措置を講じること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、相談支援体制の強化、手続きの簡素化及び支給の迅速化を図るとともに、経済の状況を踏まえ、対象期間の延長等柔軟な対応を図ること。
- (6) 産業雇用安定助成金を拡充し、雇用の維持と地域の貴重な人材の流出を抑制すること。